

五監公告第23号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年12月21日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

こども課

3. 監査の期間

平成28年9月29日～平成28年10月25日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
申請書や決定通知書等の事務処理において、記載内容に不備や整合性がとれていない事例が散見される。適正な事務処理に努められたい。	事務処理規則等を遵守し、正しい処理について再確認するとともに書類の不備が無いよう再確認するよう、こども課全職員に周知いたしました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。